

反差別—解放の主体形成と社会啓発

—「正しい知識の提供」を超えて—

大庭 宣 尊

はじめに

社会教育の領域における同和教育は、一九六五年の『同和对策審議会答申』、それを受けた一九六九年の「同和对策事業特別措置法」によって、「国の責任」「行政責任」として明確に規定される。一九七〇年代に入ると多岐にわたる実践の展開が見られるようになり、八〇年代になると、同和教育ではなく、「啓発」という呼称が登場し、今日にいたる。

そして現在、同和问题解決へ向けた取り組みの「教育・学習」的側面は、(学校現場での営みを除き)「社会啓発」と呼ばれることが多い。「教育」でも「学習」でもなく、「啓発」なのである。

ところで、「啓発」の登場・定着といった事態は、呼称の問題に限られるのだろうか。課題解決を志向するとすれば、実践的な力、実践への主体形成を欠くことはで

きないであろう。ところが、社会啓発において、実践主体の形成というものは、どれほどの重みを持っているのだろうか。

以下では、こうした問題意識に基づきながら、社会啓発の現状と課題を、主要には広島県内の事例をもとにしながら述べていくことにしたい。

一、「差別の現実に学ぶ」再考

(1) 「啓発」の登場・定着過程概観

一九九六年末「人権擁護施策推進法」が成立し、今年三月には「地対財特法」の期限が切れ、今後五年の間に同和对策事業の一般施策への「円滑な移行」を行うとされた。つまり、「実態的差別」はほとんど解消され、後は、「心理的差別」の解決だ、という図式が法律的にも構成されたということであろう。さらに、これからは「同

和教育」ではなく「人権教育」だとも公言されている。

こうした状況にある今、「啓発」という用語がどのように登場し、どのように定着していったのか、を概観しておくことも必要であろう。

『同和对策審議会答申』以降、同和問題に関する「啓発」が国のレベルで登場する最も早い例は、おそらく、同和对策事業特別措置法の三年延長に伴う、衆参両院の内閣委員会での付帯決議（一九七八年一〇月）の第三項、「同和問題に関する事件の増発状況にかんがみ、国民の理解を深めるため、啓発活動の積極的な充実をはかること」であろう。

その後、「地域改善対策特別措置法」（一九八二年）の制定を経て、一九八四年の地域改善対策協議会意見具申『今後における啓発活動のあり方について』が出される。この意見具申『今後における啓発活動のあり方について』（以下、八四年『意見具申』と略）では、「同和地区住民の生活実態、物的環境の改善は相当に進み」という認識のもとに、「これまで同和問題解決のために講じられた施策のあとを顧みながら将来を展望すると、環境改善施策の進展に伴い当初予期しなかった問題が生じているほか、差別事象の発生が跡を絶っていないことなど心理的な面にかかわる分野に問題が残されている」と指摘

され、「心理的差別の解消」のための「啓発活動の充実」が提言される。

また、この八四年『意見具申』は、啓発の内容として、「人権問題としての理解と実践」「同和問題発生歴史と同和地区の実態」「地域改善対策事業の必要性」をあげ、そのための具体的方法として、「学校における同和教育」「地域における啓発」「職場における啓発」「行政機関における啓発」をあげ、わずかではあるが、テレビ・ラジオ等マスメディアからの取り組みにも触れている。そして、結びで、「今後の啓発活動の方向を示したこの意見具申はより充実した啓発活動への出発点にもなるのである」と述べる。

まさに、「啓発」という用語の定着化のみならず、啓発活動の活発化の出発点になったと言ってよからう。

なお、八四年『意見具申』において、「心理的差別の解消」へのソフト転換を示唆しながら「対策事業の必要性」も掲げていた地対協は、一九八六年八月の地対協基本問題検討部会『部会報告』、同年十二月の『意見具申』において、「対策事業の打ち切り」「同和教育行政の空洞化」への指向性を強めていく。

八七年三月の総務庁地域改善対策室『地域改善対策啓発推進指針』は、こうした流れを象徴する文書であった。

この『推進指針』は、「多少の心理的差別が仮にあったとしてもこれを跳ね返して立派に生きる」などと、差別の責任を被差別者の「こころがけ」に求め、あるいは、「同和関係者であるか否かにこだわらぬ」と、同和教育・解放教育に対抗するものとして啓発を位置づけている。ただし、『推進指針』は、解放運動・解放教育運動からの厳しい批判により、実質的にはそれほど大きな機能を果たさなかった。

だが、啓発の現状は、この『推進指針』を、その内実においてどれほど越えることができているのか。なるほど、「社会教育と言わずに、啓発という言葉が使われるようになってきているのは、日本で教育と言えば文部行政の範囲で行なわれるものと限定して解釈され、現実に部落差別をなくすために取り組まれている広報、マスコミ、文化などを含まないと理解されることが多いからである」(部落解放研究所編『部落問題／資料と解説』第二版、一九八八年)という指摘にもうなづけるところはある。

しかし、八四年『意見具申』は、学校同和教育さえも、「同和問題に関する正しい知識の提供に主眼を置いた」ものとして「啓発活動」に包摂しようと言う。問題意識・課題意識に基づいた教育・学習活動をともなわれない、

「正しい知識の提供」に終始するとき、それは、現状変革へのベクトルを失っていく。

(2) 「正しい知識の提供」と現実の隠蔽

筆者は、次のような啓発場面に居合わせた経験がある(なお、これは広島県内のことではないが、こうした状況とさほど変わらないところも県内にあることを知っている)。

場所は町の中央公民館。時間は夜の七時。一五〇人程の「聴衆」。町の各種団体役員を中心とした同和教育推進委員たちで、教育委員会の職員の話では「ほぼ強制的に集めた」と言う。「強制」に対するフォロワーのつもりなのだろうか、「聴衆」は皆、配られた缶ジュースを手にして座っている。

教育長が「同和对策審議会答申にもありますように、同和問題の解決は国民的課題であり」とお決まりの挨拶をする。その後、この町の社会教育指導員という人が、「住民意識調査」の結果を引きながら話をする。

「部落差別の起源を政治的につくられたものと、正しく認識している人が*割近くにもなっています。また、△差別はいけない▽という回答が*割もいて、この町の啓発の効果も上がってきています。これからがんばっ

ていきましよう。

その間、聴衆は缶ジュースを飲むこともなく、顔を下に向けたまま。筆者には、内容の硬直化・空洞化もさることながら、配られた缶ジュースがぬるくなってしまっただろうな、ということがしきりに気になる会合であった。

さて、このケースの問題点は何か。

まず、「部落差別の起源が正しく認識された」として、それと今ある差別がいかなる関係にあるのかは一切問われていないことがあげられよう。

起源に関する「正しい知識」は、「問題の系譜」に関する情報であって、「今ある問題」そのものではない。にもかかわらず、それらが同一の「問題」であるかのようには語られる時、差別を、特別の属性をもつとされる人々の特別な問題として位置づけさせてしまう。啓発がここにとどまるならば、「今ある差別問題」を人々から遠ざけてしまうであろう。

次いで、多くの人々が、「差別はいけない」という「正しい知識」をもっていながら差別を容認し、差別に荷担していく現状は、全く触れられることもない。

実際のところ現在、一般的に「差別はいいか、悪いか」と問うて、「差別はあってもいい」などと回答する者が

どれほどいるだろうか。むしろ、「差別はいけない」という近代社会の規範的知識を持っていながら、「そうは言っても」というかたちで「差別の正当化」を行う、ないしは、それが差別であるとも認識することなく差別的関係性へと同化していくことの方が圧倒的に多いと言えよう。

実は、そうした「見えない差別」「差別の正当化」のメカニズムこそが、われわれの社会的関係性にとっての現代的な課題として立ち表れているのである。しかし、ここでは、近代市民社会の規範的知識の提供に終始する結果、そうした現代的な課題を空洞化させてしまっている。

ところで、一九九六年三月の『地域改善対策協議会総括部会報告書』では、「多様な興味関心への対応、知識の伝達にとどまらない日常生活や地域の実態に即した実践性、感性への訴えかけ、だれもが参加しやすい明るい雰囲気づくりと意見や感想の自由な交換の重視」などを求めている。

一方、差別問題を語るはずの場で、「迷信」「六曜」の「前近代性・非合理性」などが語られ、もっと合理的に、近代的になりましようと言いながらも、それらと差別問題がどこでどう繋がるのかは一切触れられることはない、

といったこともこれまで多く見られたところである。

地対協の『報告書』は、「身近な親しみやすさ」を自己目的化することにより、問題を空洞化させ、身近なところから遠ざけていく、つまり「現実の隠蔽」にお墨付きを与えることになるだろう。

事実、私の見聞した範囲内でも、これまで社会啓発（同和教育）に消極的な取り組みしか行わなかった学校・行政に限って、「これからは同和教育ではなく人権教育だ」と叫ぶのである。

なお、『報告書』は上の文に先立ち次のように言っ

「教育・啓発の手法には、法の下の平等、個人の尊重といった普遍的な視点からアプローチしてそれぞれの差別問題の解決につなげていく手法と、それぞれの差別問題の解決という個別的な視点からアプローチしてあらゆる差別の解消につなげていく手法があるが、この両者は対立するものではなく、その両者があいまって人権意識の高揚が図られ、様々な差別問題も解消されていくものと考えられる」

もっともらしく聞こえるものの、差別を「人権尊重からの逸脱」と硬直的にとらえるだけにとどまっているた

め、何も語っていないに等しい。なぜならば、差別が日常生活の中にあるにもかかわらず、非日常的で見えないものにされていること、および、「人権は尊重されねばならない」と知っているながらも差別が正当化されていくこと、そうしたことへの認識が欠如しているからである。

「部落差別をはじめとしたあらゆる差別をなくす」という課題をもった同和教育（啓発）が、見えにくい差別の正当化のメカニズムに迫るのではなく、一般的に、差別はいけませんという「正しい知識の提供」に終始し、人々を問題から遠ざけてしまおうとするならば、それは、同和教育（社会啓発）そのものの自己否定ともなろう。

逆に言うならば、いま叫ばれている「同和教育から人権教育へ」というかけ声こそ、これまでの「現実の隠蔽」を追認していくものなのである。

（3）「意識のずれ」という論理による差別の隠蔽

ここで、「差別の現実」とその「現実の隠蔽」の典型的な例を見ておこう。とりあげるのは、結婚差別によって女子高校生が自殺にまで追い込まれた「広島市中学校教師結婚差別事件」である。

彼女と彼は、彼が彼女の中学時代の副担任という関係。彼女の中学卒業後、ふとしたきっかけからつき合いがは

じまる。恋人同士の会話の当然の成りゆきとして、デートの中で結婚をめぐる話が変わされる。彼は、教師と教え子という関係、年齢が離れていること、親が大学出くらしいの学歴を望んでいること、などを理由に、結婚は無理だと言う。

どうしても諦めきれないと言う彼女を「何とか諦めさせよう」と、彼は、「結婚は個人対個人でもあるが、家対家でもある」「同和問題のこともからんでくると思う」と切り出す。「それはおかしい、間違っている、それに、その人が被差別部落出身かどうかどうやってわかるのか」と切り返す彼女に、彼は、「間違いだとわかっている、人間として恥ずべきことではあるが、親は気にするだろうし、調べるだろう。うちの周りは田舎なのでそういうことにうるさい」と言う。

「もし、私の家が部落出身だったらどうなるのか」「部落出身でなかったら結婚できるのか」と問う彼女に「そうよのう、そういうことになるかのう」と答える彼。次に会った時も、この話題になる。彼女は(部落出身であるかどうかを親に聞いた結果だとして)「お父さんは違う。お母さんはわからないと言った」と彼に告げる。「前にそういう発言をした自分が恥ずかしい」と言う彼に、「お父さんは相当気にしているようだけど、本当に

ふっきたか？」と彼女が問う。

それに対する彼の答え。「お父さんは違うし、お母さんは分からないということでは、はっきりしているから、気にしなくてもいいんじゃないか」。

その後も、彼が「もっと時間をかけなくては」「親は捨てられん」などの発言を繰り返すうちに、彼女は「私が諦めんでだれが諦めるん。みんなが不幸になるけえ。でもどうしていいかわからん」という苦悩の中、自らの命を絶ってしまう(1)。

この事件で彼は、いかにも唐突に同和問題を持ち出している。それが結婚を諦めさせる「決め手」になると思っている。

しかし、それはなぜなのか。そして、二人の応答の過程で、部落出身でなければ結婚もできるし気にすることもない、などと彼が言ったのは、なぜなのか。

学生たちと同和問題をめぐる話をしていて、彼／彼女らが「親がこう言った」と語ることがある。学生たちは「差別がいけないことはわかるんだけど、いざ自分の子どもが、ということになるとねえ。世の中の親はみんなそうなんじゃないの、子どもの幸せを考えれば」と、「幸せ」を確保するためには被差別者を排除しなければならぬ、という「論理」に対する同意・同化を求めら

れているのである。

そこには、被差別者を排除していくことは相互に了解可能だとする関係がある。この差別事件の中学教師もこの関係を生きている。そして言うのだ。「親が気にする」「周りがうるさい」、なっ、おまえにもわかるだろう？と。日常の差別を正当化していくリアリティをみてとることができらう。

では、彼女から相談を受けた中学時代のクラス担任が、相談を受けた時に、「封建身分制度から生まれた差別ではあるが、今はそんなものはない」「差別というのはもっと大きい問題である。おまえはそんなこと気にせんでええ」などという反応を示したのはなぜか。

もちろん担任も、差別はいけないという「正しい知識」をもっている。しかし、差別をへいま・ここにあるものとして捉えず、過去の、あるいは「大きな」問題として日常から排除していたからであろう。

彼女は他の生徒たち同様に、一般的な同和教育を受け、「差別はいけない」という「正しい知識」を知っていた。しかし、愛し信頼していた人物から、排除⇨差別を容認する秩序が大きな力を持ち、そして、それは抗しようのないことだと告げられる。

差別がないならば生じない問題。それを抱え込まされ

た彼女は、「また同和か。私らには関係ないのに、うっとおかしい」という同級生たちの言葉を耳にしていたであろう。また、「今は差別などない。気にせんでええ」とも言われた。

「出身でなければ気にしなくていい」とは、「出身であればそれだけで排除する」というメッセージを合わせ持つ。「今はない」とされる差別によって、彼女は、現実に排除⇨差別されている。彼女をとりまく日常の関係は、彼女を孤立させていったのである。

ところで、この「死」をどううけとめるか。

中学時代のクラス担任は、部落差別など今はもうないのだから気にしなくともいい、としか答えられなかった自らの差別問題に関する認識を総括し、今ある差別の現実から再出発しようとする(2)。

しかし一方で、「あの自殺は差別などによるものではない」と、組織的なキャンペーンをはる者が現れる。その一環として雑誌に収録された「座談会」では次のような「論理」が展開される。

「双方に細かい点の意識のずれや、話し合いの十分さ」はあっただろうが、「思春期の少女特有の一途に思い詰めた心理」「性急に(結婚の可能性

(の)芽を自ら摘み取ってしまった不幸なケース」である。それを「差別」だというのは、一部の人間(部落解放同盟)による「差別づくり」である(3)。

一般的に、「意識のずれ」「話し合いの不十分さ」「少女特有の心理」などと語り、それは「差別ではないのか」という告発を「差別づくり」と言い募る。現にある問題「差別を隠蔽しようとするのである。

これを党派的な「ためにする議論」と捉えることもできようが、それだけではない。「話し合いの不十分さ」という次元の言説で「処理」していくには、この「ずれ」
 Ⅱアンバランスはあまりにも大きい。彼らには、そうした差別―被差別関係のあり方こそ、差別を見えなくし、告発(クレイム)を成立させがたくしているという認識が欠如している。だからこそ、「差別の論理」を大々的に展開し、差別の正当化を行うのである。

ところで、同和教育運動はその歴史の中で、常に「部落差別の現実」に深く学ぶことを掲げてきた。それは、こうした「ずれ」、アンバランスな差別―被差別関係のありように自覚的であることが、同和教育の生命線だという認識があったからだ。

まさに、「差別の現実に学ぶ」中から、日常の差別的な関係性が意識化され、その変革が志向されてきたのである。それは、「問題」を問題として明確に認識し構成していくことであった。

現実から遠ざかり、差別を隠蔽することが「人権教育」だと公言される今こそ、私達は「差別の現実に学ぶ」との意味を想起しておかねばならないだろう。

二、アンバランスな差別―被差別関係

(1) 結婚差別の実態―ある実態調査より①―

総務庁が一九九三年に全国的に行った「同和地区実態調査」は、「較差」をめぐって行われた。その結果、同和地区住民が抱え込まれている問題を「構造的」なものととらえるより、個々の数値をとりあげて、いかに較差が縮まったかの結論を導き出すために、大いに「活用」されている。その典型的な例としては、先に触れた結婚差別事件の起こったまち・広島市をあげることができよう。

広島市としては、較差は大幅に是正されたのだから、「国の施策との整合性に留意しながら」同和行政を見直し、同和教育の今後のあり方としては、「これまでの同

和教育の成果の上に立ち、人権教育へ発展させていく、「同和問題を人権問題という本質から捉え、人権尊重の精神に基づく地域づくりをすすめる」と言う(4)。実際に起こった差別事件の教訓などひとつとかけらも見られない。

ちなみに、広島市では、同和問題の講演会・研修会に一度も参加したことのない者の割合は五〇%を超えるのである。「他の啓発手段に比して、最も高くなっている」とされる「広報紙・冊子等」にしても、一〜二回読んだという二六%程度を加えても六割あまりに過ぎない。それが、「これまでの成果」なのである。

ともあれ、同和地区住民が抱え込まれている問題は構造的なものである。江嶋修作氏は、同和地区住民が日常的に抱え込まれている「経済的不安定」社会的に不安定「文化的に不安定」心理的不安定「身体的不安定」の五つの不安定さを取り出し、それらが相互に関連し合う構造的に不安定こそが問題であると提示している(5)。

私たちは、その「構造的に不安定」概念に基づいた実態調査をあるまじで行ったが、ここでそれらの全貌を解説するゆとりはない。本稿との関連では、そのうちの「社会的に不安定」について紹介しておこう(6)。

社会的に不安定とは、結婚差別やつき合い上の忌避・排除などによって強いられた社会的ネットワークの狭さ、その結果としての、同和地区住民の社会生活・社会的人間関係の不安定さ、である。

ところで、「結婚差別など過去の問題であって、今や解決しつつかある」。こう言う人々(集団)がいる。それはいったい何を基準にしているのだろうか。総務庁調査流に言えば、地区住民のうちの既婚者に出身を問ひ、夫婦のうちのどちらかが地区外出身である場合のパーセンテージを根拠にして、若年層では地区外との婚姻が増えているということなのだろうか。

本当にそうなのか。「差別の現実」に目を向けてみる必要があるだろう。まずは、「差別をしてしまう現実」から。

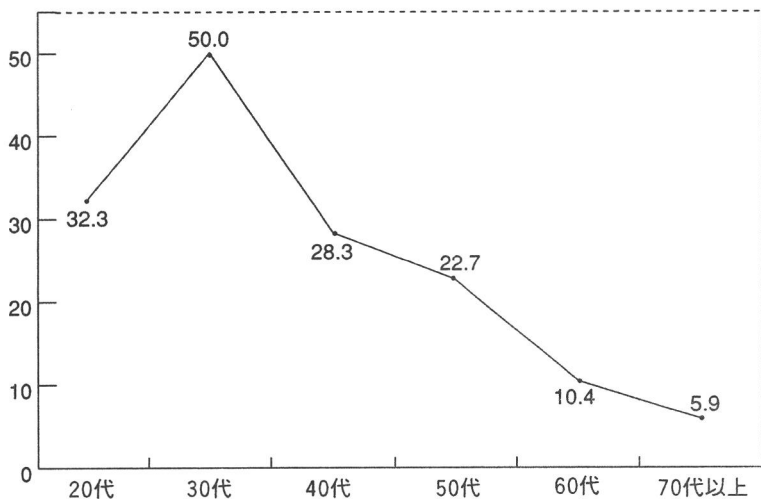
私たちが地区実態調査を行ったまちでは、その三年前に住民意識調査も行っている。その中で、結婚をめぐって身元調査を当然と考えるかどうかを問うたところ、「当然」と答えた者は二五・二%、「どちらかといえば当然」が三〇・九%で、合わせて五六・一%が身元調査を当然と考えている。

また、自由回答欄にも「差別のいけない事は分かって居るつもりですが結婚問題となるとどうしても心の底よ

りなくする事が出来ないのが本心です」などと記されている。

地区住民はこのような意識に囲まれているのである。

結婚差別を受けたと認識している人（年齢層別・%）



上のグラフは、自分自身が結婚差別を体験した地区住民の世代ごとの割合を示したものである（母数は、調査回答者のうち、各年代に該当する人数）。

見られるように、「結婚差別は古い世代の話であって、だんだん解決の方向に向かっている」とは決して言えない状況にある。

六〇代以上が一〇人に一人よりも低くなっているのは、「地区の者同士で一緒になるのが当たり前だと思っていた」ような差別の実態があったからだ。一方、進学・就職にともなう社会的移動範囲が広がってくると、三〇代、二〇代などのように、極めて高率の者が被差別体験をもっている。

もちろん、結婚差別を受けてもそれを乗り越え結婚している例も多い。しかし、それらの人々の中には、結婚後も引き続きつき合いを断たれているケースもまた、多い。自分自身が体験したり、身近に見聞きしたりという人が二割近くもいるのである。

また、「結婚に関してつき合いが断られたので、それ以降、敏感になってしまう」人も少なくない。さらには、身近にそうしたケースを見ているため、「自分の結婚に対して、不安を抱いている」人が多くいる。

にもかかわらず、地区外住民は、「本人達が気にし過

ざる点が多くある」と語り、はては、「同和地区内では、近親結婚が多いので、血族的にうまれかたわの人や年老いても結婚できない人が多い」（いずれも、意識調査自由回答から、原文のまま）などと、差別まるだしの言葉を投げかける。一つの差別Ⅱ排除（部落差別）を正当化するため、他の差別Ⅱ排除（障害者差別）を行う、という「差別の上塗り」の構造がそこにはある。人が固有の生を生きることが奪うものこそ差別であるという認識は一切ない。

（2）日常場面における差別Ⅰある実態調査より②Ⅰ

では、日常の社会生活場面においてはどうか。地区住民に、社会生活のさまざまな場面で差別を感じるがあるかどうかを問うたところ、七二・九％が何らかの場面で感じると言う。

「自分が部落の者だということを言っていない仕事
の場では、差別的な発言はたびたび見聞きする」

「美容院で差別発言を聞く」

「入院先の病院でよく差別発言を聞く」

「お花などいろいろな教室に行っても、初めはいい

けど、部落ということが分かると差別を受け、結局やめてしまう」

「Aさんはどこですかと聞かれC町ですよと言うと、CにはAさんという家はないよと言われる。だからハッキリとBですよと言うと、みんな黙ってしまわれるときがある」

これらは、地区住民が語る言葉である。近隣・仕事・病院・学習など、地区外住民と接触するさまざまな場面で、差別を感じさせられている。

では、地区外住民は差別問題に関してどのような意識のもとにあるのだろうか。このまちの住民を対象とした意識調査の自由回答欄から、その典型的なものをひいておこう。

なお、地区外住民が語る言葉には共通した構造がある。いずれも、「私は差別が悪いということを知っている。だから、差別などしていない。にもかかわらず差別差別と騒ぎ過ぎではないか」という論調を機軸にして、その後、「しかし…」と続けるのだ。続けられる言葉の内容は、大きく二つに分けられる。一つが、「寝た子を起すな」であり、あと一つが「逆差別である」というかたちで吐露される「ねたみ」である。そうして、差別の

存在を、差別に対するクレーム申し立て（解放運動）、そして被差別当事者自身の責任にしていくなのである。

「人間全部が平等で有るのですから、同和地区の人あまり平素からだれとも心安く話合をして下さるように」

「最近同和地区の方々が以前の事を思うと、明るく又積極的に会話が出来るように前向きになっておられるように思いますが、やはり受け身だけではなく、同和地区の方も進んで、いろいろな会や集いにも参加された方がいいのではないのでしょうか」

「仕事場に於いて毎日同和者と自分から言う人と働いているが人間性について、自分たちが差別の中生きてきたとはいえ、もう少し素直な心で人と接し高度な人間性を身につけて欲しい」

「心安く話をしろ」「前向きに、進んで色々な場に参加せよ」と被差別者に求める。だが待つて欲しい。そのようにさせないのは、これまでの、そして今ある差別の現実なのではないか。あるいは、「明るく積極的で」「心安く話し合いをし」「進んでいろいろな会に参加し」「高度な人間性を身につけた」人物が、この社会の中にどれ

ほどいるというのだろうか。

また、このように語る地区外住民のまなざしは、はたして、自分のまわりにいる「心安く話をせず」「いろいろな会に参加しない」地区外住民に向けられるものと同質のものであろうか。

「何も今さら同和同和とさわぐ必要はないと思います。皆同じ日本人ではありませんか。同和の方もあまり世間にあまえないで、一生懸命に私達と仲良く生きていって欲しいと思います」

「同和の人達は気軽に話をすることはむずかしい。何の意識もなく話して居ても差別と言われる。恐ろしい」

ここにある論理は、「同和同和とさわがずに」「世間にあまえないで」生きていけばいいのだ。すぐに「差別差別」というから、「気軽に」「仲良く」できないのだ。そうさせているのは、被差別者自身の方だと言うのである。部落差別とは、同和地区出身であるというただその一点を「しるし」として、遠ざけられ見下げられることをいう。つまり、集団として排除≡差別されているのだ。集団として排除≡差別されるということは、その集団に

属するとされた個人は、その人がその人固有の生を生きることゝを剥奪されている、ということであろう。

にもかかわらず、差別を解決しようと思うのなら、個人として、「世間にあまえずに」「高度な人間性を身につける」ことを求められるのである。

一方で、差別を差別であると意識することもなく、今ある関係の問題性を被差別者に求める人がいる。一方、そうしたまなざし、さらには差別的な処遇にさらされる人がいる。このアンバランスな関係こそ差別のもたらすものであろう。

(3) ねたみ意識にさらされる一ある実態調査より③
 今回の実態調査では、数多くの調査拒否者が出た。そして、その背景には、地区外住民のまなざしという圧力があることが明らかとなった。

「自力でやるのでかまわんでほしい。同和だとうことがわかると、すべて援護資金でやっている、大きくしたと言われるのがイヤだから隠している」

「地区外に住んでいるし、仕事やらねたみ話を聞くことが多い。同和对策事業自体、早く終わって欲しい」

「資金面でも援助は受けていない。子どもとも全く話をしていない。そっとしておいてくれ」

こうした声は、多く聞かれた。調査に応じた人の口からも、直接面と向かって言葉を投げかけられた体験が多く語られたのである。

このまちの住民対象に行った意識調査では、「同和对策など、行政が同和地区のひとつにだけ特別の施策をするのは不公平だ」という、いわゆる「逆差別論」に、賛成三六・三％、どちらかといえば賛成二八・二％という結果であった。あわせて六五％の住民が同和对策事業を不公平だと認識しているわけである。

ところで、「人のうわさ話」や「ある人々への不公平満」は、その当事者がその場にいらない、という前提（思いこみ）によって「花が咲き」盛り上がる。部落差別にまつわるさまざまな会話もまた、そうした前提においてなされることの方が多い。地区外に居住している、あるいは地区外で仕事をしている地区出身者の前で、同和对策事業にからめたねたみ話がなされるのは、その典型であらう。

「時代が変わってきている。援護資金制度をやめ

るべきだ。自分が努力してやるべきである」

地区出身であるこの男性は、経済的に不安をかかえている。しかし「自分の努力」と「同和対策」とを対立的に捉えてしまっている。それを、彼の「同和対策事業に対する認識の浅さ」ということもできるかも知れぬが、それ以上に、周囲（地区外住民）のまなざしが強く作用していると考えるべきであろう。

「同和対策事業に対する認識の浅さ」ということでは、地区外住民のそれも問題となる。

「部落差別は、たしかに古い分昔にあったとは思いますが。しかし、今の人たちが差別されているわけではないと思います。自分は、差別をうけた親類がいたから自分につぐないをしろ、というのは少し違うと思う」

「家がきれいになっていくとか、水道が常設されたとか余りにも過去の生活を一挙に取り戻す意味なのか、余りにも過保護なところが私達一般にはあまり考えられない」

今ある差別の実態を解決するために行われる同和対策

事業を、「過去への償い」であるかのような捉え方がなされている。地区外住民は、折に触れて、そうした捉え方を基盤にした話を交わし、ねたみ意識を共に醸成していくのである。さらには、こうした「ねたみ意識（不公平感）」は、特定政党のキャンペーンによって増幅され攻撃的なものへと転化されていく。

ある地区住民は、次のような体験を語ってくれた。

「バスの停留所で待っているとき、共産党の街宣で、『同和対策に税金が使われている』というようなことを言っているのを聞いていた人が、『その通りだ。ワシらの税金はみな部落が使うとるんじゃ』というようなことを言うのを聞いた。とてもイヤで、そのバス停には行かないでおこうと思った」

この人は、最寄りのバス停を利用することさえ奪われていくのである。これに関しても、「気にしすぎ」であり、「ちょっととした意識のずれ」とすませるのであるのか。

地区外住民の中には、さらに攻撃的な者もいる。

「同和問題については、被差別と称する人々の不

遜、高慢、利権、強調、の当然性と思いがりに対してつばをしたくない不快感をおぼえる。彼等（被差別と称する者）の意識の変更より外には百年経っても差別感情は終わらないだろう」

同和対策も同和教育（社会啓発）も、あくまでも差別がありそれを解決していこうということが基本なのである。だからこそ、事業と啓発との連携が早い時点から指摘されてきた。そうした基本的なことを行わなければ、同和対策事業に対する不信・不満は、被差別当事者そのものへと向かうことは容易に察しがつこう。

にもかかわらず、地対協の言うような、同和行政の一般施策への移行の一つの根拠としてあげる、「そうしたねたみ意識が新たな差別意識となっている」という論理は、問題のすり替え以外の何ものでもあるまい。

ねたみに満ちた言葉をなげかける地区外住民、あるいは、問題のすり替えを行う者に、次のような地区住民の叫びは届かない。

「部落はいい…、と言われるので、悔しければ、部落民になってみたい、と言いたい」。

三、日常に充満する差別と啓発・教育

（一）差別の現実には呑み込まれる「正しい知識」

前章で見たように、差別―被差別関係は極めてアンバランスなものである。そして、そのアンバランスこそが、差別を見えにくくし、差別の告発を成立不可能にさせていくものである。

差別とは、個人的な言動にとどまらず、すぐれて社会的な関係性の問題としてある。社会的な関係性とは、われわれの生きる日常そのものである。その日常的な関係性は、特に意識することがなければ、何の不都合もないものとして、われわれとともにある。

差別とは本質的に排除行為である。排除するためには、ある人物が排除されるべきカテゴリー（たとえば「同和地区」というカテゴリー）に属することが認知されればよい。その時、その人物は正当な他者として認識されるつまり、その人がその人として生きていることが受容される必要はない。だからこそ、差別者は、差別という不当な行為に対する罪悪感を抱くこともない（7）。それは、先ほど見た地区外住民の、「言いたい放題」、しかしおそらくは「率直」な言葉からも感じとることができるだろう。

差別＝排除にあたって、排除される他者（つまり被差別者）を識別する「しるし」は恣意的なものでかまわない。「我々とは違う」という識別が共有されればいいのだ。部落差別の歴史的起源が「身分制度」に求められようと、現実においては、「あまえ」でも、「積極性」でも、「差別差別とさわぐこと」でも、「同和对策事業」でも、何でも差別＝排除の根拠、さらにはそれを正当化する「しるし」として動員されるのである。

教育（そして社会啓発）にとって重要な課題は、そうした「差別を正当化する」論理・メカニズムそのものであろう。その課題は、へいつか・どこかVを志向することとに終始する言説によってではなく、われわれの生きるこの日常の自明視された関係性を意識化していくことから明らかにしうる。

だが、教育（社会啓発）は、果たしてこうした「差別を正当化する」論理・メカニズムに切り込んできたのか。さらに、差別的秩序・差別的リアリティに拮抗してきたのか。むしろ、それらの確認・再生産に荷担してはいないか。

社会啓発・同和教育が一定の進展をみせた今、人々は、「差別はいけない」という規範を「正しい知識」としては知っている。だが、それらの規範的知識は、人々の生

きる社会的関係性と関わりのないところで処理されているように見える。差別問題を単なる情報・知識として処理するとは、今自らの生きる日常世界にある差別的秩序と自己との関係に自覚的であることを求めたりはしない。現実との接点をもたない「正しい知識」は、今ある差別＝被差別関係への認識を欠落させる。だからこそ、差別を差別として認知しない。また、被差別体験を前にしても、一般的な苦勞話として処理してしまう。

今ある関係への自覚的な認識を抜きにするならば、日常の秩序は、「問題」を隠蔽する（「差別などもうない」こと、あるいは、差別の原因を被差別者に帰着させる（「思いこみだ」「気にしすぎだ」）ことで維持されていくのである。

日常との接点の欠落といえば、社会啓発（同和教育）場面と日常生活場面との決定的な分離（公的場面と私的場面の使い分け）も広く見られる。差別問題を社会啓発（同和教育）の場面、あるいは被差別者の問題として非日常化してしまうのである。

ところが、差別的秩序・差別的リアリティは公的な場面というよりは、むしろ、私的な場面で（私的なネットワークを通して）確認・再生産されているのである。学生たちと差別問題に関する講義を進めていて、それ

まで「そりゃ、差別はいけないって知っているけど、差別をしたこともないし、被差別者が近くにいなかったので差別なんてなんだか実感がわかない」と言っていた彼／彼女らが、自分の友達や親たちとの日常的な場面での会話が差別なんだろうか、と語り始めることがある。

枚挙にいとまがないほどの事例があるが、ここでは一つだけあげておこう。講義は毎年、新しい学生が受講してくる。にもかかわらず、毎年、似通った内容のことがらが語られる。

つまり、友人同士で結婚が話題になった時、「私、相手が部落や朝鮮人だったら、生まれてくる子がかわいそうだから絶対イヤ」という話に、その場に居合わせた者がみんなでうなずいたという。別のバリエーションでは、親から「部落の人と結婚したりすると、親戚みんなに迷惑がかかるし、幸せにもなれない」と言われ、そんなもんかなとうなずいたという。

この例において、その場に居合わせた者は、「部落や朝鮮人」と自分たちが決定的に違うものであるという二分法に立ち、排除される存在にはなりたくないからと、排除する。さらにこうした話が交わされているとき、その場にいる者たちは、「ここにはその当事者はいない」という前提（思いこみ）を共有している。

この言葉を最初に誰が口にしたかは本質的に重要ではない。むしろ、皆でうなずき同意し、確認しあったということの方が重要である。差別する側「ではないもの」としての差別されるカテゴリーをつくり出し、集団的な排除行為に同意・同化するることによって、差別的リアリティを再生・充満させているのだ。

彼／彼女らは、差別というものを、悪意ある、あるいは偏見に満ちた差別者が、被差別者に直接的に言葉・行為をなげかけるものと考えていた。だからこそ、私はそうではないのだから差別に對する実感が無い、と思いついでいた。「正しい知識」を提供され、「みんな平等」という知識とともに硬直化・空洞化した差別問題から遠ざかってきた。つまり、差別の存在を「知識」として処理してきた。

しかし、現実の自分の行為、自分をとりまく関係性をあらためて振り返って見た時、そこには差別的リアリティが充満していたことに気づいていくのである。

差別の現実には呑み込まれる「正しい知識」のありかたの見本のような例であらう。

単なる「正しい知識の提供」は、日常の中に「差別問題」を持ち込むことをしない。そのため、差別問題を遠ざけ非日常化させる圧力に呑み込まれ、むしろそれを補

強する。こうして、差別―被差別関係を隠蔽するリアリティが、差別を正当化し、日常の差別的秩序を支持している。

(2) 差別的な日常の関係を自覚する

先に見たような「寝た子を起すな」論については、われわれの調査においても、社会同和教育（社会啓発）に接触した経験によって、一定程度克服できることが明らかになっている。同和教育（社会啓発）が、今も日常に差別が存在することを明らかにし、これまで社会的・日常的場面で「問題」として構成されることもなかったものを問題として構成してきたからであろう（8）。

また、被差別者が差別をされても「騒がず」「仲良く」「静かにしていて」、いったい何が変わったか。むしろ、被差別者の告発、クレーム申し立てが行われてこそ、そして、それを受けとめ反差別的志向性を共有しようとする人々の実践を促し、差別が解決すべき課題として認識されたのである。それは日常に波風を立てることであった。

もし、「差別はいけない」という規範が、現実との接点をもたない「正しい知識」として人々に提供されるだけだとすれば、差別が人々の生きる日常の関係性そのも

のかかわるものであることは見えてこない。だからこそ、差別があるにもかかわらずなににしようとする組織的宣伝を繰り返す人々の影響力もかなりな大きさになる（9）。現実に行われている社会啓発（同和教育）は、こうした秩序および差別の正当化に有効に切り込み得ているか。

例えば、結婚差別をしようとしている人間に向かって、「差別はいけない」という「正しい知識」を提供しようとして、何の効果があるのだろうか。

私は、解放行政の進んだまちの職員グループインタビューの中で、「目の前に結婚差別をしようとしている人間がいたとすれば、その人間にどういうことを言うか」というシミュレーションを行ったことがある。皆が繰り返した答えは、「それはいけないことである」にすぎた。

結婚差別をしようとしている人間は、「差別はいけない」ということを知っているのだ。にもかかわらず、というよりは、「知っているからこそ」排除＝差別しようとしているのである。その人間に決定的に欠けているのは、そうしたことを強いる（と思いきんでいる）日常の差別の論理を、今、自らが進んで構成し・強化していることへの認識である。

ここで、学生たちが親（親類）から言われたという、差別を正当化する「根拠」を一つだけあげて、考えられる現実的な対応を示しておこう。ちなみに、この「根拠」なるものは、近年、私が耳にするようになったものである。

なぜ、差別は悪いとわかっているのに結婚差別をするのか。「同和地区出身者と結婚などすれば親（親類）の出世はもう諦めなければならなくなる」というのである。さて、「結婚差別をしなければ出世できない」ような行政・事業体が、はたして、どれほどあるのか。そうした行政があるならば、まさに差別行政そのものであるだろうし、事業体ならば、まさしく、行政指導の対象としてとりあげなくてはなるまい。

私自身、同企連を中心にして企業内研修が取り組まれていることも承知している。しかし、私たちは、こうした差別の正当化に利用されていることも知っておくべきであろう。

そうした事実を知る、ということは、次になんらかの実践を求めるはずだ。つまり、差別の正当化の「ダシ」に使われていることを知るとは、「差別はいけない」などという次元ではなく、それを許すか許さないかを求められている、ということなのだ。企業内研修における討

議内容にも組み込まれてしかるべき問題ではないだろう。か。

同じことは、先に見た結婚差別事件のように、「自身は悪いとわかっているが、まわりが、世間が……」というかたちで差別を正当化していく場合に対しても言える。

私たちは、差別の正当化が行われる場合、自分自身が「まわり」「世間」として想定され、「ダシ」に使われていることを知るべきであろう。それを知った場合、「私はいない」ですませられるだろうか。私が、差別の共犯者に仕立て上げられていくことを許すのだろうか。

この時、次のような具体的なクレーム申し立てを実践すればどうなるか。つまり、「まわりや世間と言うけれど、少なくとも私は、あなたの差別の共犯者であることを拒否する。あなたが想定している『まわり』や『世間』というのはいったい誰のことを指すのか。具体的な名前をあげてくれないだろうか。もしその人も自分は共犯者になることを拒否すると言えば、あなたが極めて無責任かつ卑劣な人であるということが判明するだろう」。

こうしたクレーム申し立ては、反差別の実践であり、同時に、私の主体を奪い返す行為でもあるのだ。差別とは被差別者から奪い尽くすだけでなく、差別する側か

らも奪う。だからこそ、こうした実践は、「私」の解放への主体形成としてあるのだ。

お互いがお互いを共犯者として想定しつつ、差別を正当化していく。そうして、「私は差別がいけないことは知っているのだが、…」と差別をしていく。そこには、「主体」を奪われた者たちがいるだけであろう。こうした現実には切り込まないで、正しい知識を提供したところで、「人権を尊重する地域づくり」もないだろう。

「預金行為としての教育」(P・フレイレ)、つまり、「差別はいけない」という「正しい知識の提供」に終始する限り、そうした知識は、△陳列された死んだ知識▽として、むしろ差別的リアリティを許容していく。しかし、教育・啓発が、私達の生きる関係性に批判的に切り込み、それが意識的に自覚されるとき、反差別への戦略、反差別＝解放の主体形成への可能性を見出すことができるのである。

四、草の根の反差別＝解放の主体形成へ

先にも触れたように、差別的秩序・差別的リアリティは公的な場面というよりは、むしろ、私的な場面で(私的なネット・ワークを通して)確認・再生産されている。

とすれば、差別へのクレーム申し立てから関係性の変革へという道筋は、私的な場面における日常的、私的な言説との闘いを求める。

しかし、私的領域での行為に対する差別告発の闘いは、個人の内面の自由という、近代社会の規範を侵犯するものとみなされるという、戦略的ジレンマを抱え込まざるを得なくなる。実は、このような「二重性の罠にはまっただ人々が被差別者なのだ」(10)。

被差別当事者がいない(との了解がなされた)場で、差別的リアリティが溢れかえっている場合。その場にいる者が、「それは差別だ」と告発しても、「本人に言ったわけでもないし、それに、仲間内のジョークなのにそんなに固いことを言うから、白けてしまうじゃない」といったかたちで、告発そのものが却下されていく。

この告発却下は、差別を「差別者－被差別者」二者間での言辞として捉える認識、さらには、「差別はいけない」という規範よりは秩序を優先させていく志向によって正当化される。そうして、告発者を孤立化・無力化させ、ひいては差別的リアリティを許容させていく。

また、その告発者が被差別当事者であることが明らかにされた場合、「考えすぎ」という責任転嫁が行われるか、「気まづい沈黙」によって告発が硬直させられてし

まうことが多い。

この「気まずさ」は、「差別はいけない」という知識が共有されている現在では、本来的に、差別的リアリティを構成した者たちが引き受けるものであるはずだ。しかし、秩序が優先される状況にあつては、被差別者自身も味合うべきものとされる。のみならず、差別した側は、この後、被差別者を「気まずさ」の原因とみなし日常の関係から出来るだけ排除しようとする。それは、さきに住民の意識で見たとこである。

さてここで、われわれは、差別を「被差別者の存在、あるいは、被差別者の属性に起因するものではなく、われわれの生きる日常の関係性そのものの問題」という、ここまでの論議の前提にしてきた位置づけに再び立ち返る必要がある。

差別を、われわれの日常、私生活領域レベルでの関係性まで射程にいれて認識する時、「差別はいけない」と知っているはずの私の「主体」はどのような位相にあり、他者との関係はどのようなものとしてあるのか。

これまで自明なものとして疑うこともなく生きてきた社会的関係性、差別を正当化する関係性そのものを意識化し、批判的・実践的に告発していくことこそ、差別という問題を解決し、反差別＝解放の、つまり、人がその

固有の豊かな生を生きる主体を形成することを保証するだろう。そして、ここに、社会啓発において、草の根の、つまり日常の中からの同和教育運動、反差別への主体形成、という課題が提唱される必然性がある。

確かに、差別的秩序が揺るがぬような地域においては、被差別者のみならず、差別を告発する者も、無力感と孤立感を強いられる。

ところが、島根県西部の市民グループ「やがて来る日のために」のように、「誰に言われたわけでもなく、やりたいからやる」という質を持った、草の根レベルの反差別ネットワークの創造、および、その中で形成されていく反差別＝解放の主体によって、差別問題は日常的に課題化されていくことになる(11)。

差別問題を日常生活の場面において課題化していくという場合、最も身近で日常的な場面は家族生活であろう。「やがて来る日のために」は家族を巻き込んだ動きとしてある。差別問題を日常から排除しない。家族の中で、日常的に差別問題が語られる。家族という私生活空間での反差別のリアリティ創造である。男性は反差別を掲げることにおいて、家族内で日常的に性差別を提起され、それを受け止め変革し続けることを求められる。

家族は、差別的リアリティに対抗するための反差別の

根拠地になる。多くの子ども達が、学校で同和教育をうけたその日に、家族内で差別的リアリティへの埋没を強要されるのは、対称的である。

「反差別のネットワーク。このネットワークによる日常の関係性の意識化。意識化された課題と今ある自己との実践的統一を繰り返す中からの、反差別＝解放への主体形成。そうした主体による、反差別のリアリティの日常への溢れ出し。

「やがて」は厳しい状況の中、「手弁当」でこの実践一動きを創り出してきた。住民の学習課題・学習要求に応えるべき公的社會教育は、定位するところを明確にしさえすれば、「やがて」以上の成果をあげ得るのではなからうか。そのような質をもった啓発実践の例として、本誌掲載の白根論文があるが、そこにおいても啓発を契機に学習要求が噴出していることが見てとれよう。

公的社會教育にとって、反差別への学習「課題」が学習「要求」として認識されるのを待っているのでは、「行政責務」の放棄であろう。

「日常に定位する社會啓発（同和教育）」は、「部落を解放する教育」（全同教）であることはもちろん、フレイシの言う課題提起型教育として、「世界のなかに、世界とともにあり、そしてそこで自分自身を発見する方法を、

批判的に知覚する能力を發展させ」「世界を静止した現実としてではなく、過程にある、変化しつつある現実としてみるようになる」人間主体としての自己形成を志向する教育として措定される必要があるだろう。

社會啓発、そして社會教育は、差別という課題をめぐって、硬直化し非日常化した「正しい知識の提供」ではなく、日常の差別的な関係性そのものを意識化し、私達の生きる現実に定位した認識・行為によって、それに拮抗し得るだけの反差別のリアリティを、日常的に創造していくことこそ求められているのである。

おわりに

現在、同和問題は同和对策事業の進展によって、実態的差別（平等）という近代社會の規範の具体的侵犯としての不平等状況）はある程度まで解消したので、これからは、「心理的差別」解消に重点をおいた施策を進めていかななくてはならない、という声が、行政関係者のみならず一部運動関係者の中からも出ている。

また、「心理的差別」に関しては、差別を個人的言動とのみ捉えること、あるいは、前近代的なおくれた意識、偏見のなせるものと捉えることの不十分さ、についてこ

れまで指摘してきた通りである。

自己の固有の生を豊かに「生きる」主体の自己形成、他者が他者として正当に認識される関係の創出に関わり、生活課題・地域課題の解決に資していく社会教育は、今ある秩序に埋没したり、問題があるにもかかわらずないことにするわけにはいくまい。これまで自明のものとされてきた日常の秩序、排除Ⅱ差別の上に成り立つ関係性に切り込んでいくという志向性は欠かせない。そしてその時、「差別の現実」に学ぶ」ことの必要性を自覚しておくべきであろう。

社会啓発は「正しい知識を提供」するにとどまるのではなく、課題解決への主体形成へと機能するような志向性が求められているのだ。

課題としての差別問題を解決していくために現在求められているのは、日常の社会的関係性を差別という視点から具体的に課題化していき、人々が、そうした関係性と自己との関わりを意識化していく、さらにはそうした認識と自己とを実践的に統合していくような「仕掛け」、条件形成である。反差別Ⅱ解放の主体形成とネットワークキングに向かう学習・教育活動が展開されるため、課題提起型の啓発が求められるゆえんである。

「預金行為」としての教育ではなく、「課題提起」と

しての「対話」、へいま・ここでの問題をめぐって、私のコトバでの問いとコミュニケーションが始まる場として、へいま・ここへに定位した社会啓発↓社会教育が求められている。

《註》

(1) 「広島市中学校教師結婚差別事件に関する総括書」より。なお、詳細については、『部落解放ひろしま』第一七号、一九九三・三参照。

(2) 前掲「総括書」、および同事件確認会席上での発言より。

(3) 『部落』一九九三年一月号。

(4) 広島市民政局同和対策部『平成5年度広島市同和地区実態調査等調査報告書』、および、それをうけた広島市同和対策推進審議会『広島市同和行政の今後のあり方について(意見)』

(5) 江嶋修作「部落差別の実態をめぐる現在の一面」へ構造的不安定V概念を通して」『解放社会学研究』七・一九九三。

(6) 庄原市・三次部落解放研究所・解放社会学研究所『地区実態の現状と課題―庄原市同和地区実態調査報

告書』、一九九七。

(7) 江原由美子『差別の論理』とその批判―『差異』は『差別』の根拠ではない―、『女性解放という思想』、勁草書房、一九九五、参照。

(8) 広島県北部社会意識調査実行委員会『社会啓発再考』、一九九四。

(9) 例えば、巨 明志「確認・糾弾会と差別キャンペーン―ハイマ、ココソの噴出と隠蔽―」、『解放社会学研究』四・一九九〇、参照。

(10) 江原由美子「差別問題の構造」『フェミニズムと権力作用』、勁草書房、一九八八。

(11) 「やがて来る日のために」については、大庭宣尊編『ハイマ・ココソから反差別のネットワーク』広島修道大学総合研究所、一九九三、参照。

(12) P・フレイレ(小沢・楠原・柿沼・伊藤訳)『被抑圧者の教育学』、亜紀書房、一九七九、七八頁。